

# 川口の農業だより

令和3年7月 No. 94

## 国際園芸博覧会に川口市フロリアード2022 出展実行委員会が出展します

### 国際園芸博覧会(フロリアード)とは

園芸先進国であるオランダ王国で、10年に一度開催される、別名「花のオリンピック」とも言われる世界最大の花の祭典「フロリアード2022」が、4月から10月までアルメーレ市で開催されます。

本市は、地場産業である植木を中心とする花きのPR及び販路拡大等を図ることを目的として、1982年の初出展以来、過去4回連続での出展実績があり、各種コンテストで金賞を受賞するなど、本市の緑化技術が海外でも高く評価されています。



### 若手農業者が中心となって出展

市内の若手農業者で構成される川口市農業青年會議所を中心に、実行委員会を設立して、5回目の出展に臨みます。

開催については、新型コロナウイルスの影響が懸念されましたが、2021年4月には日本政府も正式に出展を表明しており、既に本市の花きの輸出準備に着手しました。

現地では、国の出展場所の一画で、本市の植木を中心に「里山の農家の庭」をテーマとする日本庭園を披露する予定です。

上記写真は2012年（平成24年）にオランダ王国のフェンロー市で開催されたフロリアード2012の様子

### 川口市フロリアード2022出展実行委員会 設立総会開催

4月15日(木) 川口緑化センターにおいて、川口市フロリアード2022出展実行委員会設立総会及び第1回実行委員会が開催されました。



編集  
発行

川口市農業委員会

川口市青木2-1-1 電話 048-271-9214

市ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>

川口市マスコット「きゅばらん」



## 「農地基本台帳整備に係る調査」及び 「農作物生産等実態調査」を実施します。

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で実施します。

### ○農地基本台帳整備に係る調査（旧8.1調査）

- ・農地法第52条の2の規定に基づき、農地の所有及び権利の状況を把握し、農地法の適正な運用に資するとともに、耕作状況など農業経営の実態を把握して、農業行政の基礎資料とするため実施する調査です。
- ・市内に住所を有する全ての農家が対象です。
- ・令和3年8月1日が調査基準日となります。

### ○農作物生産等実態調査

- ・市内営農者の農業生産の実態を把握し、的確な農業振興策を構築するため実施する調査です。
- ・市内に住所を有し、販売目的で農作物を生産している農家が対象となります。
- ・令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に生産した野菜や花きなどの農作物の生産量などを把握します。

**【調査方法】** 7月下旬に、対象者あてに調査表を郵送します。昨年までの情報を印字しておりますので、必ず内容を確認のうえ、必要事項を記入してください。提出は、返信用の封筒を同封しますので、こちらをご使用ください。

**今回の調査では、下限面積「別段の面積」についてお尋ねいたします。**

### ○下限面積「別段の面積」について

売買などで農地を取得する場合、農地法により、農業委員会の許可が必要となります。許可を判定する条件として、一定以上の面積の農地を所有等している必要があります。

川口市は、農地法では50アール以上必要ですが、地域の実情に応じて、農業委員会が別に定めることができるため、平成30年12月1日から30アールに変更しています。

例えば、農地を20アール所有しているかたが、5アール買いたくても、取得後25アールでは条件を満たしません。農地を20アール所有しているかたが、10アール買いたい場合は、取得後30アールとなるので条件を満たすことになります。

この下限面積「別段の面積」について、前回の変更から約3年が経過しますので、農業者の皆様に変更の必要性についてお尋ねするものです。



## 農地の適正な管理をお願いします



農業委員会では、雑草が繁茂して、長期間耕作を行っていないと思われる農地を発見した場合、所有者に対して除草など適正な管理を求めるとともに、今後の農地の活用に関する意向を聴取しています。

何らかの事情によりご自身で耕作が行えない場合は、借りたい（買いたい）かたに登録農地を紹介する川口市農地バンク制度を実施しておりますので、活用をご検討ください。

なお、川口市農地バンク制度は、令和3年度から生産緑地も貸したい（売りたい）農地として登録できることになりました。

※貸したい（売りたい）農地として登録中も、除草等の管理は所有者が行う必要があります。

**お問合せ：農業委員会事務局農地係 電話：048-258-7922**

**農政課 農政係 電話：048-259-9020**



### その農地転用、 本当に大丈夫ですか？



所有する農地について、転用の許可を受けて、貸し駐車場や貸し資材置場を運営するかたがいますが、借主が不法に建築物を設置するなどのトラブルが見受けられます。また、車両などの通行量が増えるため、特に子どもや高齢者の交通事故を心配する意見が寄せられるなど、法律上、許可となる農地の転用であっても、周辺住民の生活や周辺農地に影響を与えることがあります。

農地は、一度雑種地などに転用すると、農地に戻すことが極めて困難です。

農地を転用する際は、将来的に近隣トラブルの原因とならないかを考えるなど、慎重な検討をお願いします。

## 農業者年金に加入しましょう

◎ 農業に従事するかたが加入している国民年金だけでは豊かな老後の生活には十分とは言えません。農業者年金は国民年金の上乗せ年金として、農業に従事されるかただけが加入できる公的年金制度です。

◎ 以下の①②③の要件をすべて満たすかたが加入できます。

① 国民年金第1号被保険者

② 年間60日以上農業に従事（農業経営の事務なども日数に含まれます）

③ 20歳以上60歳未満のかた



※ 国民年金基金及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できません。

◎ 積立方式の終身年金のため、65歳から生涯受給することができます。80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

◎ 保険料は、月々2万円から6万7千円の範囲で、千円単位でいつでも変更できます。

◎ 40歳未満で一定の要件を満たすかたに対しては保険料の国庫補助制度が設けられています。

◎ 支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

**お問合せ：独立行政法人 農業者年金基金 電話：03-3502-3199**

## 川口農業ブランド制度 申請農産物募集中

川口農業ブランド制度とは、“50年後も「農が誇れるまち川口」を目指し、市内の農業者によって生産された、特に優れた農産物を認定する制度です。

**申請資格** 市内に住所を有し、川口農業ブランド推進協議会の会員（協議会に参画する団体の構成員等）である農業者

**申請対象** 申請資格を有するかたが自ら生産する農産物

**認定の種類と有効期間** 3種類の認定区分があり、全てのかたが推奨認定からスタートします。

推奨認定(1年間)



優良認定(1年間)



川口農業ブランド  
認定(3年間)



申請は随時受け付けています。

お問合せ：川口農業ブランド推進協議会事務局 電話：048-296-4021

農政課 農業振興係 電話：048-259-7249



### 農業災害発生時の報告のお願い

ゲリラ豪雨や台風・降雪等の自然災害により農業用施設や農作物に被害が生じた場合は、速やかに、農政課へ被害状況の報告をお願いします。国などによる財政的支援が講じられた場合、支援を受けるためには速やかな被害報告が必要となります。

なお、被害報告は、被害状況（施設の場合は構造（パイプ、鉄骨等）、棟数、施設面積等、農作物の場合は面積、量、本数等）を日付が分かるように

撮影するなど記録を残していただきますようお願いします。併せて、可能な限り、被災前後の対比ができるような日頃の施設等の様子につきましても記録を残していただきますようお願いします。

お問合せ：農政課農政係 電話：048-259-9020

### 森林の土地を取得したときは 届出が必要です

森林法の一部改正に伴い、平成24年4月以降、個人・法人を問わず、売買や相続等により地域森林計画の対象となっている森林の土地所有者となったかたは、市町村長への届出が必要となりました（国土利用計画法に基づく土地取引の届出を提出しているかたは対象外）。

所有者となった日から90日以内に、取得した土地が所在する市町村の窓口へ届出をしてください。  
※詳細は市ホームページをご覧ください。 お問合せ：農政課農政係 電話：048-259-9020

